

和泉小学校  
いじめ防止基本方針

横浜市立和泉小学校

## 1 いじめ防止に向けた和泉小学校の考え方

### ① いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

### ② いじめを防止に向けての基本理念

和泉小学校に通うすべての児童は、家庭、学校、地域にとってかけがえのない存在である。児童の健やかな成長のためには、すべての児童が豊かな人間関係の中で、安心して様々な活動に取り組み、自己実現を目指して伸び伸びと生活していくことが不可欠である。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。教職員、保護者、地域、また児童一人ひとりが「いじめはどの集団にも、どの子供にも起こる可能性のある最も身近で深刻な人権侵害案件である。」という認識をもち、いじめ防止に取り組んでいかななくてはならない。

## 2 学校いじめ防止対策委員会の設置

### ① 委員会の構成員

#### A 常設いじめ防止対策委員

校長 副校長 教務主任 児童支援専任 ブロック担当主幹教諭

#### B いじめ防止対策委員（いじめ発見時招集）

校長 副校長 教務主任 児童支援専任 ブロック担当主幹教諭  
 当該学年主任 学級担任 養護教諭 関係職員  
 ※必要に応じて心理や福祉等の専門家の参加を求める。

### ② 委員会の運営

- ・「常設いじめ防止対策委員会」を毎週水曜日、金曜日に開催し、情報の共有を行う。
- ・いじめの疑いがある段階で、ただちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。
- ・学校長は、学校として組織的な対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

### ③委員会の活動内容

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画作成の中核を担う。
- ・いじめの疑いに関する情報収集、記録、共有をする。
- ・いじめの疑いがあるときは、いじめ防止対策委員会が中核となって判断や対応を組織的に行う。
- ・いじめを察知した際の指導や支援体制、対応の決定をする。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割を担う。
- ・いじめ防止基本方針の見直し、取り組みのチェック、事案対応の検証等を行う。

## 3 いじめの未然防止、早期発見・早期対応

### ①いじめの未然防止

- ・人権教育、道徳教育を中心に、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- ・学校における主たる活動は授業の中で行われる。その主たる活動である授業が児童にとって満足感のあるものであれば、いじめはおこりにくい。という認識を授業者である全教職員がもち、授業に臨む。授業の中で、児童一人ひとりが自他を認め、励まし合いながら、力を高めていけるよう研究、研修を通して授業改善に努めていく。
- ・教職員は、授業、学校行事等すべての教育活動を通して、児童が自己有用感や充実感を感じられるよう努める。
- ・いじめの背景には、ストレス等の要因があることに着目し、教職員は、児童の様子をよく見取り、教職員間、保護者等と連携をとりながら、児童の健やかな成長につながるよう指導・支援にあたる。
- ・児童支援専任が中心となり、教育相談窓口の周知や教育相談の実施等により、児童がいじめのみにかかわらず、些細な悩み等も訴えやすい体制を整える。

### ②いじめの早期発見

- ・いじめの定義理解、情報の共有によるいじめを見逃さない教職員の体制づくりなど、教職員への研修を積み重ねることで、教職員のいじめ発見に対する意識を高める。
- ・いじめは大人の目のつきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

- ・定期的なアンケート調査を実施し、児童の心情や人間関係等を把握し、対応につなげられるようにする。
- ・放課後キッズクラブ、学童クラブ指導員等と連携をとりながら、児童の実態把握に努めていく。

### ③いじめに対する措置

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会と直ちに情報を共有する。
- ・いじめ防止対策委員会を中核とし、組織的に速やかに対応できるようにする。
- ・いじめ防止対策委員会での情報共有、対応方針の決定、記録をする。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童生徒によりそい支える体制をつくる。
- ・いじめ防止対策委員会は中心となって、関係児童から事情を聴き取るなどして、事実の有無の確認を行う。
- ・被害児童及び保護者への適切な支援を行う。
- ・加害児童及び保護者への適切な指導および支援を行う。
- ・必要な関係諸機関との連携を行う。

### ④いじめの解消

〈いじめ解消の要件〉

- ・いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

- ・定期的にいじめを受けた児童への声かけを行い、様子の変化に注意を払う。
- ・3か月を目安にいじめ解消の要件が満たされているかを児童及び保護者に確認する。
- ・いじめ解消の要件を満たした後も継続的に様子を見ていく。

### ⑤教職員等への研修

「いじめ防止基本方針」を全教職員が理解し、それを活用した校内研修を実施することにより、いじめ問題についての共通理解を図り、教職員の資質を高めていく。また、学級づくり、人間関係づくり、授業力向上のための研修を充実させていくことが教職員の資質を高め、いじめ防止につながると考える。具体的内容としては、次のような研修を適時的に行っていく。

- ◇いじめ防止基本方針の確認、共通理解、振り返り ◇事例研修 ◇人権研修
- ◇重点研究（教科・領域指導の指導力向上）◇初任者研修、各年次研修、メンター研修

◇Y-Pアセスメントシートを活用した研修、情報の共有

◇社会的スキル横浜プログラム活用研修

## ⑥学校運営協議会等の活用

- ・「学校運営協議会」や「地域の交流会」の際に、学校や児童の様子を報告し、必要に応じて協力を依頼するとともに、継続的に児童の様子を見守っていただけるよう依頼する。

## ⑦取り組みの年間計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員研修 いじめについての理解、基本方針確認等</li> <li>いじめ防止基本方針</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校説明会による保護者啓発</li> <li>・いじめアンケート</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談 (個人面談)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横浜こども会議</li> <li>・職員研修事例検討等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心のチェックアンケート</li> </ul>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     学級・学年づくり 人間関係づくり                      (Y-Pアセスメントシート)                      (社会的スキル横浜プログラム)                 </div>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会 (週2回)</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>						
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめアンケート</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ解決一斉キャンペーン</li> <li>・人権週間</li> <li>・教育相談 (個人面談)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止基本方針の振り返り</li> <li>・学校運営協議会</li> </ul>	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">                     学級・学年づくり                      人間関係づくり                      (Y-Pアセスメント)                 </div>						
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止対策委員会 (週1回)</li> <li>・職員会議での情報共有</li> </ul>						

## ⑧関係各機関との連携

学校だけで解決が困難な事案に関しては、教育委員会や警察、地域等の関係機関との連携が不可欠である。連携を図るためには、管理職や児童支援専任教諭を中心として、日頃から学校や地域の状況についての情報交換などいわゆる「顔の見える連携」が大切であると考えられる。

### ・教育委員会との連携

学校において重篤ないじめを把握した場合には、学校で抱え込むことなく、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける必要がある。

解決が困難な事案については、必要に応じて警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指すことが求められる。

### ・その他の関係機関との連携

地域関係各機関の特性、役割を理解し、必要に応じて的確に連携を図っていく。

#### ◇泉警察署

#### ◇少年相談保護センター

横浜には、第一方面事務所（戸塚）と第二方面事務所（横浜西口）がある。

主に健全育成の観点から、少年及び保護者の相談にあたり、子供を非行や犯罪被害から守る活動や立ち直り支援などの活動を行う。

また、犯罪やいじめの被害にあった子どもが苦しい日々から回復し、心も身体も落ち着いた生活に戻れるようにカウンセリングなどの支援も行う。

#### ◇子ども家庭支援相談

区福祉保健センター内に設置され、乳幼児期から学童期・思春期までの子どもの健やかな成長を願って、子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を展開している。

#### ◇児童相談所

児童相談所は児童（0歳から18歳未満）を対象にして、児童の様々な問題について、専門的な知識をもって、家庭や学校の相談に応じる機関である。

## 4 重大事態への対処

### 【重大事態への定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号）「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号）とされている。

### 【法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」】

- 児童生徒が自殺を意図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

### 【法第28条第1項第2号の「相当の期間」】

国の基本方針では、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告する。

- ◇重大事態と思われる案件が発生した場合（疑いを含む）は、直ちに教育委員会に報告する。
- ◇いじめ防止対策委員会を中核とて、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。
- ◇調査結果は、校長が横浜市教育委員会に報告する。また、担任が被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ◇学校や学校の設置者が、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談して対処する。

## 5 いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、3月に点検を行い、必要に応じて組織や取り組み等の見直しを行う（PDCAサイクル）。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。